

平成 2 9 年 度 第 1 回

高知市営住宅入居申込案内書

【募集住宅】

<公営住宅>

一 般 世 帯 向 住 宅	6戸
母 子 ・ 父 子 世 帯 向 住 宅	1戸
高 齢 者 世 帯 向	1戸
障 害 者 世 帯 向 住 宅	1戸
車 イ ス 世 帯 向 住 宅	1戸
単 身 者 向 住 宅	1戸

<コミュニティ住宅>

単 身 者 向 住 宅	1戸
-------------	----

高知市営住宅管理センター

高知市本町五丁目 6 番13号

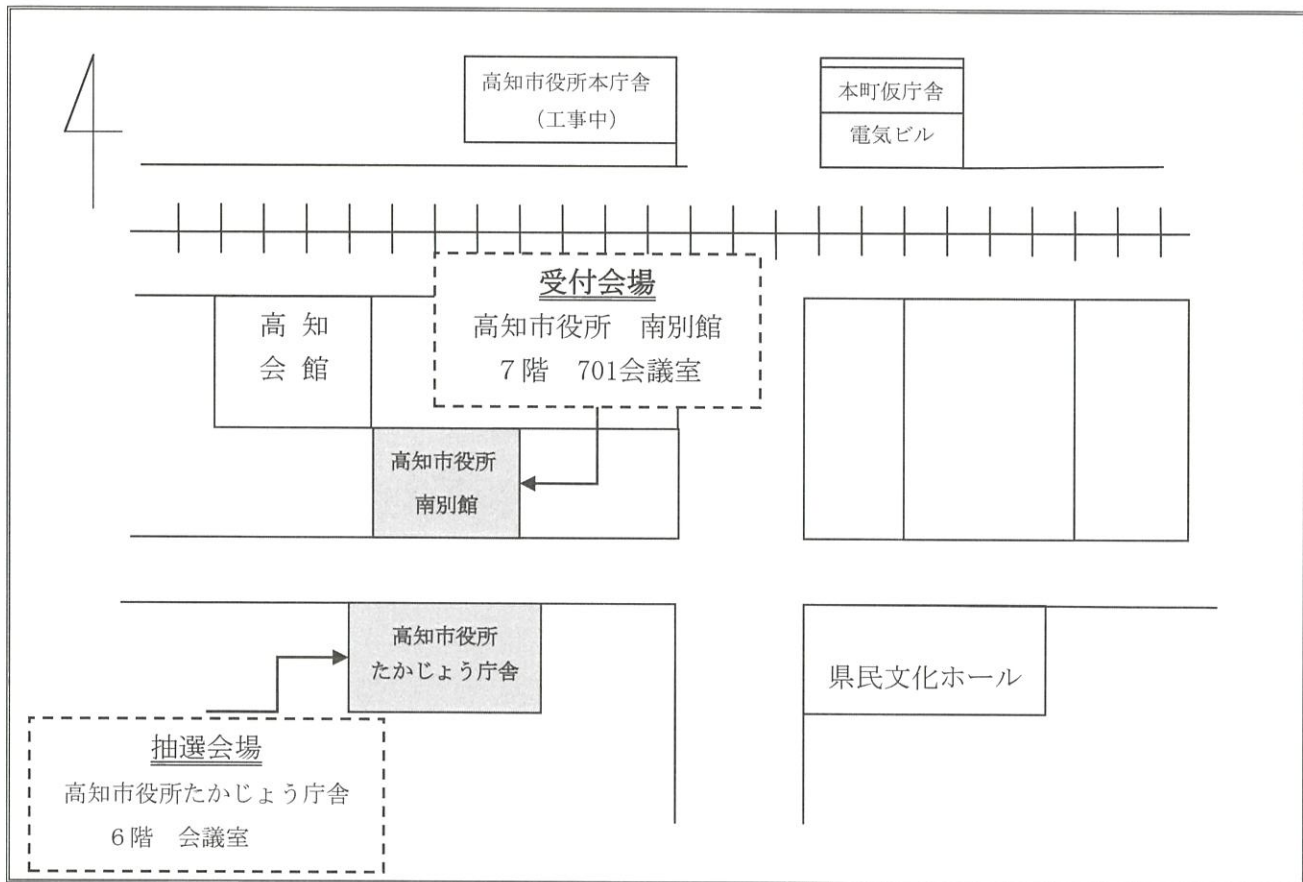
高知市役所南別館 5階

Tel 088-823-9067

高知市営住宅の入居者募集は

6月・10月・1月の年3回です

申込受付会場及び抽選会場案内図



◇ 申込み受付

日時 平成29年 6 月22日 (木)～平成29年 6 月23日 (金) 午前 9 時～午後 4 時30分

場所 高知市役所南別館 7 階701会議室
(高知市本町五丁目 6 番13号)

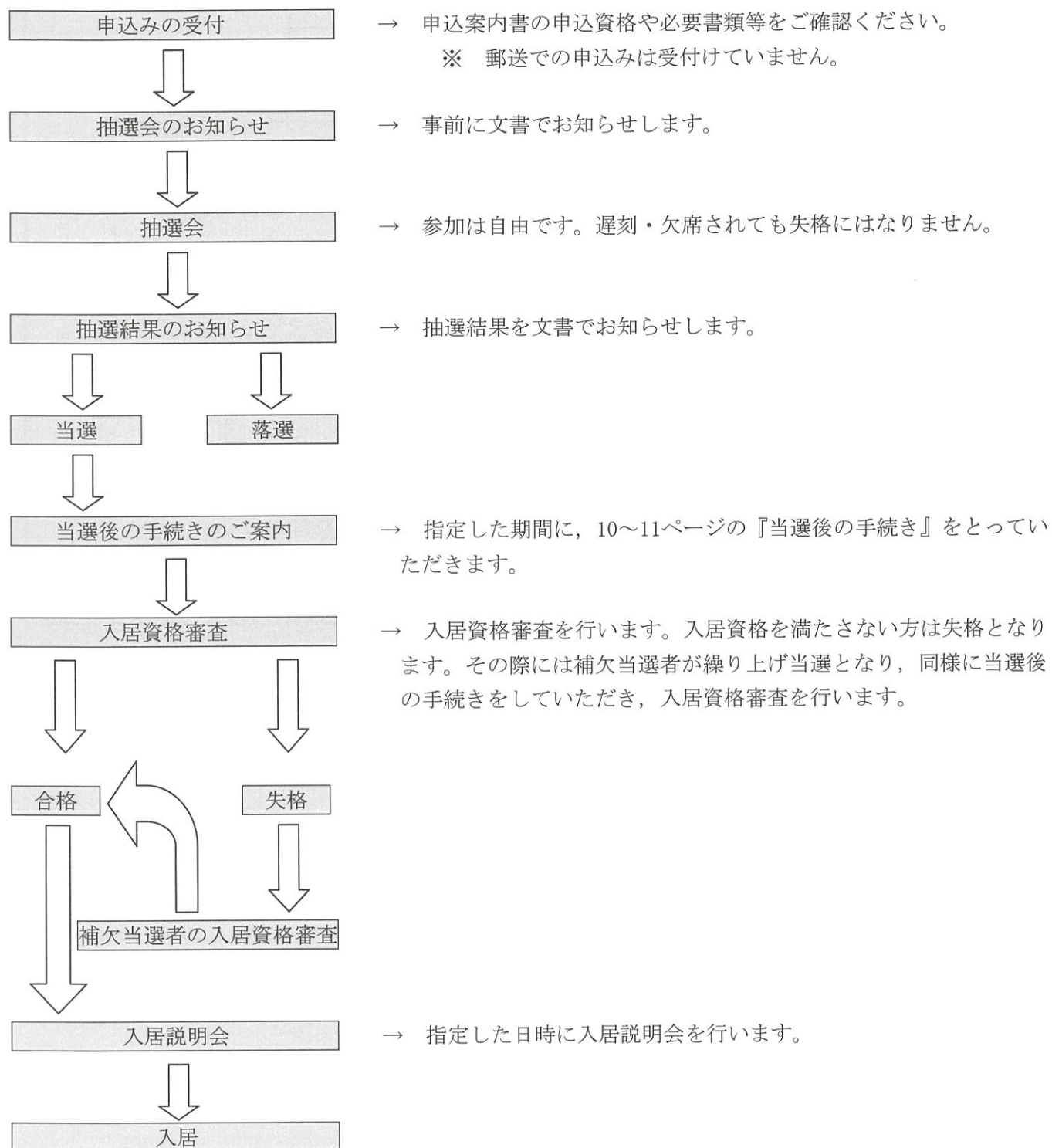
◇ 抽選会

日時 平成29年 7 月10日 (月)
(詳しい時間及び抽選番号は後日文書でご連絡します。)

場所 高知市役所たかじょう庁舎 6 階会議室
(高知市鷹匠町二丁目 1 番43号)

※ 抽選結果は、申込者全員に文書でお知らせします。
抽選結果に関する電話でのお問い合わせには、お答えできません。

申込みから入居までの流れ



市営住宅について

市営住宅とは、住宅に困っている方々に健康で文化的な生活ができるよう低廉な使用料でお貸しすることを目的として、国の補助金と市民の税金によって建設された共有の財産です。このため、入居にあたっては法律（公営住宅法）や高知市営住宅条例等に基づく審査があります。ご理解をお願いいたします。

募集の概要

1 募集の内容

- (1) 今回の募集住宅は、現在空き家になっている既設住宅のうちの12戸です。（21ページの募集住宅一覧表のとおり）
- (2) 一世帯が応募できるのは1戸のみとなります。
- (3) 入居は平成29年9月上旬の予定です。
- (4) 今回応募のなかった住宅については、落選者に対し、抽選会の翌日から1週間、随時募集をします。（詳細は高知市営住宅管理センターまでお問い合わせください。）
- (5) 抽選会で各募集住宅に2名ずつ、補欠当選者を抽選します。当選者が入居資格審査で失格又は辞退したときは、補欠当選者は抽選で決まった補欠順位に従い、入居資格審査等を行った上で入居手続きを行います。詳細は各補欠当選者へ文書にてお知らせします。

2 申込みにあたっての注意事項

- (1) 申込み受付当日は書類審査と現在の住宅の状況等をお聞きますので、必ず、ご本人又はご家族の方がお越しください。（郵送での申込みはできません。）
- (2) 申込みに必要な書類が不備の場合は受付できません。
- (3) 申込書に虚偽の記載をした場合は、申込みを取り消します。
また、申込受付日から入居日までに受付内容と実際の状況が変わった場合は、高知市営住宅管理センターまでご連絡ください。なお、それにより取り消しの対象となる場合があります。
- (4) 申込人及び同居しようとする親族に持ち家（共有名義を含む。）がある場合又は公営住宅（市営住宅、県営住宅等）に居住している方は原則申込みできません。（ただし、申込みできる場合もありますので、詳細は高知市営住宅管理センターまでお問い合わせください。）
- (5) 婚約をしている場合は、入居説明会（入居1週間前の予定）までに入籍することを申込みの条件とします。
- (6) 夫婦の別居等、不自然に世帯を分割した申込みは原則できません。（ただし、申込みできる場合もありますので、詳細は高知市営住宅管理センターまでお問い合わせください。）
- (7) 申込み後、応募住宅の変更はできません。
- (8) 提出された書類はお返しいたしません。

申込資格①(全世帯共通)

申込人は以下のすべての条件を申込時に備えている必要があります。

- 1 現に同居しようとする親族（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係にある者及び婚約者で入居説明会までに入籍し同居できる者を含む。）がいること。

※1 ここでいう親族とは、6親等内の血族または3親等内の姻族です。

※2 単身者向住宅及び単身者可住宅への申込者を除きます。

- 2 現在、住宅に困っていることが明らかなこと。

- 3 現在、高知市内に居住し住民票があること又は高知市内に勤務していること。

- 4 申込者又は同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと。

- 5 現に市営住宅に入居し又は入居していた者のうち、次に掲げる要件に該当する者でないこと。

(1) 市営住宅に関する使用料その他の徴収金を滞納し又は滞納していた者

(2) 高知市営住宅条例の規定に基づき市営住宅の明渡しを請求された者

- 6 市営住宅、共同施設又はその附属施設を故意にき損した者でないこと。

- 7 確実な保証人がいること。（入居するときに保証人が必要です。）

- 8 入院中でないこと。（ただし、鍵渡しまでに退院する場合は申込むことができます。）

- 9 入居可能日から20日以内に入居できること。

- 10 「収入額（同居しようとする親族に収入がある場合は合算した額）」が

(1) 公営住宅の場合、月額 158,000円以下 であること。（申込番号1～11）

(2) コミュニティ住宅の場合、月額 114,000円以下 であること。（申込番号12）

※ ただし、5ページにある「裁量世帯」の場合の「収入額」は

(1) 公営住宅の場合、月額 214,000円以下 とする。（申込番号1～11）

(2) コミュニティ住宅の場合、月額 139,000円以下 とする。（申込番号12）

※ 「収入額」の計算方法等については、15～20ページをご覧ください。

裁量世帯について

次のいずれかに該当する場合は、裁量世帯として扱われます。

- (a) 申込人又は同居しようとする親族が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けている者である場合
- (b) 申込人又は同居しようとする親族が、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者である場合
- (c) 申込人又は同居しようとする親族が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者である場合
- (d) 申込人又は同居しようとする親族が、精神・知的障害を有する者で、その程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）の規定による精神障害者保健福祉手帳（1～2級）等の交付を受けている者又はそれに相当する程度の知的障害を有すると判断された者で、療育手帳（A1～B1）等の交付を受けている者である場合
- (e) 申込人又は同居しようとする親族が、海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者である場合
- (f) 申込人が60歳以上の者であり、かつ、同居しようとする親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
- (g) 申込人又は同居しようとする親族が、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である場合
- (h) 同居しようとする親族の中に、小学校就学前の児童がいる場合
※ ただし、小学校就学後は裁量世帯に該当しなくなります。
- (i) 申込人が60歳以上の者であり、単身で入居する場合

申込資格②(特定目的住宅)

母子・父子世帯向住宅

申込資格①の1～10の条件（「収入額」については158,000円以下又は214,000円以下）に加え、次の1と2又は2と3のいずれかの条件を満たしていること。

- 1 配偶者（内縁夫・妻及び婚約者を含む。）がいないこと。
- 2 同居親族が20歳未満の扶養している子だけであること。（県外学生は該当しません。）
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で以下のいずれかに該当すること。
 - （1） 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していないこと。
 - （2） 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないこと。

高齢者世帯向住宅

申込資格①の1～10の条件（「収入額」については158,000円以下又は214,000円以下）に加え、申込人本人が60歳以上であり、同居しようとする親族全員が次のいずれかの条件を満たしていること。

- 1 配偶者（内縁関係の者及び婚約者を含む。）であること。
- 2 18歳未満であること。
- 3 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けていること。
- 4 精神・知的障害を有する者で、その程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の規定による精神障害者保健福祉手帳（1～2級）等の交付を受けていること又はそれに相当する程度の知的障害を有すると判断された者で、療育手帳（A1～B1）等の交付を受けていること。
- 5 60歳以上であること。

障 害 者 世 帯 向 住 宅

申込資格①の1～10の条件（「収入額」については214,000円以下）に加え、申込人又は同居しようとする親族が次のいずれかの条件を満たしていること。

- 1 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けていること。
- 2 戦傷病者特別援護法第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けていること。
- 3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けていること。
- 4 精神・知的障害を有する者で、その程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の規定による精神障害者保健福祉手帳（1～2級）等の交付を受けていること又はそれに相当する程度の知的障害を有すると判断された者で、療育手帳（A1～B1）等の交付を受けていること。
- 5 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者であること。

車 イ ス 世 帯 向 住 宅

申込資格①の1～10の条件（「収入額」については214,000円以下）に加え、申込人又は同居しようとする親族が次の条件を満たしていること。

- 1 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けている者で、自立歩行ができないため、車イスを常時使用していること。

※ 身体障害者手帳に両下肢機能の全廃の旨の記載のない方については、当選後に歩行不能であることの証明（例：医師の診断書等）を提出していただきます。

単 身 者 向 住 宅

申込資格①の2～10の条件（「収入額」については、申込番号11は158,000円以下又は214,000円以下、申込番号12は114,000円以下又は139,000円以下）に加え、申込人が次のいずれかの条件を満たしていること。

- 1 60歳以上であること。
- 2 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けていること。
- 3 戦傷病者特別援護法第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けていること。
- 4 精神・知的障害を有する者で、その程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の規定による精神障害者保健福祉手帳（1～3級）等の交付を受けていること又はそれに相当する程度の知的障害を有すると判断された者で、療育手帳（A1～B2）等の交付を受けていること。
- 5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けていること。
- 6 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等であること。
- 7 配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で以下のいずれかに該当すること。
 - （1） 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による保護（同法第28条の2において準用する場合を含む。）が終了した日から起算して5年を経過していないこと。
 - （2） 配偶者暴力防止等法第10条第1項（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないこと。

単身者でも申込みできる住宅

一般世帯向住宅のうち、21ページの申込番号2の住宅については、申込資格①の2～10の条件（「収入額」については158,000円以下又は214,000円以下）に加え、申込人が次のいずれかの条件を満たす場合は単身者でも申込みことができます。

- 1 60歳以上であること。
- 2 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けていること。
- 3 戦傷病者特別援護法第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けていること。
- 4 精神・知的障害を有する者で、その程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の規定による精神障害者保健福祉手帳（1～3級）等の交付を受けている者又はそれに相当する程度の知的障害を有すると判断された者で、療育手帳（A1～B2）等の交付を受けていること。
- 5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けていること。
- 6 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等であること。
- 7 配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で以下のいずれかに該当すること。
 - （1） 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による保護（同法第28条の2において準用する場合を含む。）が終了した日から起算して5年を経過していないこと。
 - （2） 配偶者暴力防止等法第10条第1項（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないこと。

【注】※ 車イス世帯向住宅以外の住宅の設備はバリアフリーとなっていないので、下肢障害の程度の重い方等は居住に困難な場合があります。

※ 単身者向住宅は、申込人以外の人の同居は認められません。

※ 常時の介護を必要とする申込人は、住宅にて介護を受けることができる場合は申込みことができます。また、長期入院中の方は原則として申込みできませんが、鍵渡しまでに退院する場合は申込みことができます。

申 込 時 の 必 要 書 類

1 高知市営住宅入居申込書（この案内書にはさみこんでいます。）

※1 受付時に必要書類に不備がある場合は申込みを受付けることができません。

※2 申込書の表面にある申込み世帯全員の個人番号欄は、申込み時には記入不要です。

※3 申込書の裏面にある勤務先証明欄は、申込み時には記入不要です。

2 手続きに来られる人の顔写真付きの公的証明書 1点（コピーは不可）

（個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等）

又は、氏名、住所又は生年月日が記載されている書類 2点（コピーは不可）

（健康保険証、年金手帳・証書、児童扶養手当証書、公共料金領収書等）

当 選 後 の 手 続 き

当選された方は、入居資格審査のため、抽選会後7日以内に以下の書類を提出していただきます。
なお、再審査の結果、新たに提出書類が必要になることがあります。

1 住民票

※1 全部記載のもの（続柄・本籍・入居しない方も含む世帯全員が記載された、発行後3か月以内のもの）

※2 住民票上別世帯の親族と同居を希望する場合は、それぞれの世帯の全員の住民票（上記※1と同じ種類のもの）及び申込人と同居しようとする人が親族であることを証明できる戸籍謄本等が必要です。

2 所得証明書（平成29年度所得証明書＝平成28年1月から12月までの所得に係るもの）

所得証明書は、平成29年1月1日に住民登録のあった市町村で発行します。

（高知市内の方は、高知市役所丸ノ内仮庁舎2階税務証明係又は各地域窓口センター）

※ ただし、収入の申告がされていないと所得証明書が発行できませんのでご注意ください。

※1 収入の有無にかかわらず、世帯全員の所得証明書が必要です。

○ 中学生以下の方は必要ありません。

○ 高校、大学、専門学校などに在学中で就労していない方は、在学証明書又は学生証を提示してください。（コピー可）

※2 生活保護法による扶助費又は中国残留邦人等に対する支援給付を受給されている方は、所得証明書の代わりに、第一、第二福祉課発行の世帯全員記載の受給証明書が必要です。

3 手続きに来られる人の顔写真付きの公的証明書 1点（コピーは不可）

（個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等）

又は、氏名、住所又は生年月日が記載されている書類 2点（コピーは不可）

（健康保険証、年金手帳・証書、児童扶養手当証書、公共料金領収書等）

4 申込者及び同居する世帯全員の個人番号がわかる通知カード等（コピーは不可）

（個人番号カード、通知カード等）

5 委任状（申込者以外が手続きに来る場合）

6 下に該当する方は、それぞれ次の書類等も必要です。

条 件 等	必 要 書 類
平成28年1月以降に就職した方	給与収入を示す書類（申込書裏面の勤務先証明欄に勤務先が証明したもの等）
平成28年1月以降に営業を開始した事業所得者	営業収支を証明する書類
平成28年1月以降に年金の受給が始まった方	年金の年額が分かる書類（年金証書等）
平成28年1月以降に失業し、就労していない方	雇用保険受給証明書又は離職証明書等
平成28年1月以降に収入が著しく減少し、今後も収入の増加が見込めない方	勤務先の証明等
申込者又は同居しようとする親族に心身障害がある場合	障害者手帳、療育手帳等
婚約中の方	婚約証明（様式は問いません。両親や仲人の方に書いてもらってください。ただし、「 <u>申込者と証明者の間柄</u> 」「 <u>記入年月日</u> 」を記入し、証明者が署名・捺印してください。） なお、 <u>鍵渡しまでに結婚したことを証明する書類が必要です。</u>
申込者及び同居しようとする親族に持ち家がある方（共有名義を含む）で持ち家を手放す予定の方	売買契約書、競売開始の証明等、持ち家を確実に手放すことがわかる書類 なお、 <u>鍵渡しまでに所有権移転登記により持ち家を手放したことが確認できる書類が必要です。</u>
申込者又は同居しようとする親族で、離婚調停中であり、夫婦のどちらかが申込んでいる場合	離婚調停中であることがわかる書類 なお、 <u>鍵渡しまでに離婚の成立を証明する書類が必要です。</u>
市外居住者で高知市内に勤務している方	勤務地が高知市内であることを証明する書類（勤務先の健康保険証や雇用契約書等）
特定目的住宅（高齢者世帯向住宅や母子・父子世帯向住宅等）又は単身者可の住宅へ単身で申込まれた方	申込資格②・③にある、それぞれの条件を満たすことを証明する書類（障害者手帳、医師の診断書等）
非婚の母（父）	非婚であることがわかる書類（戸籍の全部事項証明書、児童扶養手当証書等）

※ 申込者、同居しようとする親族の状況によっては、上記以外の書類が必要な場合があります。

申込書の書き方

- 1 申込書の左上に、募集住宅一覧表（21ページ）の希望住宅の申込番号、種別、目的、団地名、住宅号数を記入してください。
- 2 入居する世帯全員の状況欄に、入居申込人及び同居しようとする親族を記入してください。
- 3 申込み世帯全員の勤務先又は職業の名称（学生の場合は学校名）及び勤務先の電話番号を必ず記入してください。
- 4 年齢等の条件の基準は受付日です。申込書の年齢欄は、申込受付日現在で記入してください。
- 5 申込み世帯全員の個人番号欄は、申込み時には記入しないでください。
- 6 住宅に困窮している理由欄の該当番号を選び、現在の住宅の状況と住宅に困窮している内容を具体的に記入してください。
- 7 入居申込人は誓約事項等を必ず確認し、署名・捺印をしてください。

【注1】申込書裏面の勤務先証明欄については、申込み時には記入不要です。

【注2】記入にあたっては、22ページの「申込書記入例」を参照してください。

有料駐車場について

- 1 駐車できる車は、入居者又は同居者が所有、使用する車に限ります。（入居されていない方は契約できません。）
- 2 原則として、1住戸1台までです。
※ 駐車場の設置台数の関係などで駐車できない場合があります。
- 3 駐車場の使用については、駐車場使用申込みの手続きをしていただきます。
- 4 駐車場の月額使用料は以下のとおりです。（住宅使用料とは別料金になります。）

比島町北	4,000円	三里十津北	1,700円
曙町	3,400円	鏡川	3,000円
横浜	2,000円	若草町	2,100円
北竹島町	4,000円	昭和町	5,200円
- 5 駐車場については、各団地自治会に管理の協力をお願いしています。空き状況等は入居決定後、各団地自治会へお問い合わせください。（空き駐車場がない場合もあります。）
※ 詳細は高知市営住宅管理センターへお問い合わせください。

電 化 住 宅 に つ い て

- 1 電化住宅では、電気調理器を使用していただきます。ガス調理器は使用できませんのでご注意ください。
- 2 各調理器具は入居者ご自身で準備していただきます。

入 居 に あ た っ て の 注 意 事 項

- 1 入居に際して、敷金（入居時の住宅使用料3か月分）が必要です。また、保証人が1名必要です。
- 2 入居後、住宅使用料とは別に**共益費**（団地自治会費等）を支払ってください。
- 3 入居後、団地自治会に加入し、自治会活動に参加していただきます。
- 4 入居後、入居者全員の住民票を市営住宅に移してください。（住民票の世帯分離は認めていません。）
- 5 ペットの飼育は禁止しています。ただし、障害者補助犬（盲導犬、聴導犬及び介助犬）は除きますが、事前に高知市営住宅管理センターへお問い合わせください。
- 6 住宅使用料は、口座振替による納入をお願いしています。
- 7 住宅使用料は、入居者の収入や団地の築年数、規模、立地条件、住宅の広さ等に応じた応能応益家賃方式であるため、毎年度変更されます。
- 8 住宅使用料決定のため、毎年、入居者全員に収入申告をしていただきます。収入申告をしない場合は、近隣の民間家賃と同程度の家賃となります。なお、入居後3年以上経過し、収入超過基準を超える収入がある方は「収入超過者」と認定され、住宅を明け渡すよう努めていただくとともに、割増家賃を課せられます。また、入居後5年以上経過し、直近2年間引き続き政令で定める収入基準を超える高額の収入がある方は「高額所得者」と認定され、一定の期間を定め住宅の明渡しを請求されます。
- 9 特別な事情により、住宅使用料の支払いが困難である場合には、申請により住宅使用料を減免又は徴収猶予できる場合があります。
- 10 入居後、各種設備や工作物の設置等をする場合は、住宅政策課の許可が必要です。なお、設置等にかかる費用及び退去時の原状回復等にかかる費用は入居者ご自身で負担していただきます。

【例】手すりやエアコンの設置など軽微なもの
入浴設備やトイレの改装など工事を要するもの

- 11 入居後、世帯人員の異動等がある場合は、高知市営住宅管理センターへ届け出てください。それにより本来の入居資格がなくなった場合は退去等をしていただくことがあります。

【例】車イス世帯向住宅から車イス使用者が退去した場合

- 12 入居後、特定目的住宅（高齢者世帯向住宅や母子・父子世帯向住宅等）への親族の同居は、通常の審査の他に、一定の制限があります。
- 13 市営住宅には家財や家電製品等は設置されておりませんので、入居者ご自身で準備をしていただきます。
- 14 テレビアンテナが設置されていない団地は、入居者ご自身で準備をしていただきます。詳細は高知市営住宅管理センターまでお問い合わせください。
- 15 住宅を返還するときは、畳の表替え、ふすまの張替え及び増築等を行った場合による増築物の撤去等が必要です。なお、費用は入居者ご自身で負担していただきます。
- 16 住宅については、入居前に必要最低限の機能回復、修繕及び美装を行いますが、経年変化による汚損・劣化等については、あらかじめご容赦願います。
- 17 入居前、市営住宅の内覧はできません。（受付時に部屋の間取り、写真をお見せすることができます。）
- 18 住宅内や住宅敷地内で商売を営む等、住宅以外の用途に使用することは禁止しています。

収入の基準について

市営住宅入居者募集でいう「収入額」（この案内書では「収入額」と表記）とは、申込人（同居しようとする親族がいる場合は合算）の年間所得金額（17ページの所得証明書見本の**A**の金額、源泉徴収票の場合は17ページ見本の**C**の金額）から各種控除（18ページの控除一覧表参照）を行い、それを12か月で割った額のことです。市営住宅入居者募集に申込み場合は、この「収入額」が（公営住宅）158,000円以下（コミュニティ住宅）114,000円以下である必要があります。（収入基準額）

ただし、裁量世帯の場合（5ページ参照）の収入基準額は、（公営住宅）214,000円以下（コミュニティ住宅）139,000円以下です。

《 計 算 式 》

$$\left(\begin{array}{l} \text{年間所得金額} \\ \text{市町村長が発行する所得証明書の金額} \\ \text{(17ページの**A**の額)} \\ \text{※ 同居しようとする親族がいる場合は、各々の年間所得金額を合算した金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{一般控除} \\ \text{38万円} \\ \times \\ \text{同居親族数} \\ \text{及び} \\ \text{非同居の扶養親族数} \\ \text{※ 18ページの控除一覧表参照} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{特別控除} \\ \text{控除額} \\ \times \\ \text{特別控除対象者数} \end{array} \right) \div 12 \text{か月} = \text{「収入額」}$$

《 収 入 額 早 見 表 》

※ 収入額早見表は、収入のある方が一人だけの世帯を対象として、同居親族控除のみを考慮して計算したものです。

公営住宅（申込番号1～11の住宅）の場合

「収入額」が **158,000円以下**になる場合の目安

世帯人数	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
17ページの A の額	1,896,000円以下	2,276,000円以下	2,656,000円以下	3,036,000円以下	3,416,000円以下
17ページの B の額	2,968,000円未満	3,512,000円未満	3,996,000円未満	4,472,000円未満	4,948,000円未満

「収入額」が **214,000円以下**（裁量世帯）になる場合の目安

世帯人数	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
17ページの A の額	2,568,000円以下	2,948,000円以下	3,328,000円以下	3,708,000円以下	4,088,000円以下
17ページの B の額	3,888,000円未満	4,364,000円未満	4,836,000円未満	5,312,000円未満	5,788,000円未満

コミュニティ住宅（申込番号12の住宅）の場合

「収入額」が114,000円以下になる場合の目安

世帯人数	単身世帯
17ページのAの額	1,368,000円 以下
17ページのBの額	2,212,000円 未満

「収入額」が139,000円以下（裁量世帯）になる場合の目安

世帯人数	単身世帯
17ページのAの額	1,668,000円 以下
17ページのBの額	2,644,000円 未満

【各収入金額から所得金額を計算する方法】

● 給与収入から計算する方法

年間総収入金額（年間給与収入）	年間所得金額
～650,999円	0円
651,000～1,618,999円	収入金額－650,000円
1,619,000～1,619,999円	969,000円
1,620,000～1,621,999円	970,000円
1,622,000～1,623,999円	972,000円
1,624,000～1,627,999円	974,000円
1,628,000～1,799,999円	※端数整理後の金額×0.6
1,800,000～3,599,999円	※端数整理後の金額×0.7－180,000円
3,600,000～6,599,999円	※端数整理後の金額×0.8－540,000円

※ 1,628,000円～6,599,999円の方は4,000円単位で端数整理します。

【例】年間総収入金額が2,112,678円の場合

$2,112,678円 \div 4,000円 = 528.1695 \rightarrow$ 小数点以下切捨 $\rightarrow 528 \times 4,000円 = 2,112,000円$

● 年金収入から計算する方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)（年間年金収入）	年間所得金額
65歳未満	～700,000円	0円
	700,001円～1,299,999円	(A)－700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85－785,000円
	7,700,000円～	(A)×0.95－1,555,000円
65歳以上	～1,200,000円	0円
	1,200,001円～3,299,999円	(A)－1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85－785,000円
	7,700,000円～	(A)×0.95－1,555,000円

● 申込書裏面の勤務先証明欄から計算する方法

平成28年1月以降に就職した方は、支払われた給与の総支払額を基に1年間に換算し、年間給与収入を計算します。

$$\text{総支払額} \times \frac{12 \text{ ヶ月}}{\text{勤務月数}} = \text{年間給与収入}$$

これを用いて、16ページの「●給与収入から計算する方法」より年間所得金額を算出します。

【所得証明書の見方】

※ 高知市発行の所得証明書の場合

市・県民税課税（所得）証明書（見本）			
賦課地		高知市本町5丁目6-13	
氏名		高知 太郎	
平成29年度（平成28年分）			
所得金額合計	A	所得控除額合計	
市・県民税額合計			
上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 高知市長 岡崎 誠也			

【源泉徴収票の見方（参考）】

※ 勤務先が1社のみであり、平成28年1月以降に転職等していない給与所得者の源泉徴収票の場合

平成 28 年分 給与所得源泉徴収票 （見本）				
支払いを受ける者	住所又は居所	高知市本町5丁目6-13		氏名
				高知 太郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	円	円	円	円
給与・賞与	B	C		
支払者	住所（居所）又は所在地	高知市本町5丁目6-13		
	氏名又は名称	住宅政策課		

（注）

- 1 所得税法上の非課税所得は所得とみなされません。（遺族年金、障害者年金等）
- 2 同居しようとする親族がいる場合はそれぞれ合算されます。
- 3 勤務先が複数ある場合はそれぞれ合算されます。

控 除 一 覧 表

※ 収入計算で控除できる金額の一覧（合計所得金額から下記の額を控除します。）

区分	控 除 名	控 除 対 象 者	控 除 額
一般控除	同居親族控除 (a)	申込世帯員のうち申込人以外の方	一人につき38万円
	扶養親族控除 (b)	申込世帯員には入っていないが、所得税法上の扶養親族の対象として認められている方	
特別控除	寡婦控除 (c)	次のいずれかに該当する女性 ① 夫と死別あるいは離婚した後婚姻していない方又は婚姻によらないで母となり現に婚姻をしていない方又は夫の生死が不明の方で、扶養親族又は生計を一にする子（年間所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限る。）がいる方 ② 夫と死別してから婚姻していない方又は夫の生死が不明の方で、扶養する親族はいないが年間所得金額が500万円以下の方	その人の所得から27万円を限度として控除する。 ※ 公営住宅法施行令の一部改正により、法律婚によらないで母（又は父）になった者で現に法律婚をしていない非婚の母（父）についても、資料の提出により事実が確認できる場合は、控除する。
	寡夫控除 (d)	妻と死別あるいは離婚した後婚姻していない方又は婚姻によらないで父となり現に婚姻をしていない方又は妻の生死が不明の方で、次のすべてに該当する男性 ① 生計を一にする親族である子（年間所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限る。）がいる方 ② 年間所得金額が500万円以下の方	
	障害者控除 (e)	申込人又は一般控除対象者の中で、所得税法に規定する障害者（身体障害者、精神・知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者等の認定を受け、手帳等を交付されている場合）で <u>下の特別障害者控除(f)に該当しない方</u>	一人につき27万円
	特別障害者控除 (f)	申込人又は一般控除対象者の中で、所得税法に規定する特別障害者（身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳A1～A2等）に該当する方	一人につき40万円
	老人扶養親族控除 (g)	扶養親族のうち、年齢が70歳以上で、年間所得金額が38万円以下の方	一人につき10万円
	特定扶養親族控除 (h)	扶養親族のうち、年齢が16歳以上23歳未満で、年間所得金額が38万円以下の方	一人につき25万円

計 算 例

計算例①

世帯構成：申込人(47)，妻(42)，子(17)学生

申込人の	年間所得金額	1,568,400円
妻の	〃	969,000円
子の	〃	0円

$$\frac{\{(1,568,400 + 969,000) - (380,000 \times 2 \text{人} + 250,000)\}}{12} = \frac{127,283 \text{円}}{\text{「収入額」}}$$

年間所得金額合計 一般控除 特別控除

○ 127,283円 < 収入基準額158,000円 となるため申込資格 有

計算例②

世帯構成：申込人(74)，妻(72) ⇒ 5ページの裁量世帯(f)に該当

申込人の	年間年金収入	2,800,000円
妻の	年間所得金額	350,000円

申込人の年間年金収入を年間所得金額に換算する。

16ページの「●年金収入から計算する方法」より

申込人の年間所得金額 → 2,800,000 - 1,200,000 = 1,600,000円

これより

$$\frac{\{(1,600,000 + 350,000) - (380,000 \times 1 \text{人} + 100,000)\}}{12} = \frac{122,500 \text{円}}{\text{「収入額」}}$$

年間所得金額合計 一般控除 特別控除

○ 122,500円 < 収入基準額214,000円 となるため申込資格 有

計算例③

世帯構成：申込人(35)，子(7)，子(4)(母子・父子世帯)⇒ 5ページの裁量世帯(h)に該当

申込人の	年間所得金額	2,591,200円 (寡婦又は寡夫)
子の	〃	0円
子の	〃	0円

$$\frac{\{2,591,200 - (380,000 \times 2 \text{人} + 270,000)\}}{12} = \frac{130,100 \text{円}}{\text{「収入額」}}$$

年間所得金額合計 一般控除 特別控除

○ 130,100円 < 収入基準額214,000円 となるため申込資格 有

計算例④

世帯構成：申込人(40)，妻(38)，子(12)身体障害3級 ⇒ 5ページの裁量世帯(a)に該当

申込人の	年間給与収入	3,906,000円
妻の	年間所得金額	0円
子の	〃	0円

申込人の年間給与収入を年間所得金額に換算する。

16ページの「●給与収入から計算する方法」より

$$3,906,000 \div 4,000 = 976.5 \rightarrow \text{小数点以下切捨} \rightarrow 976 \times 4,000 = 3,904,000$$

$$\text{申込人の年間所得金額} \rightarrow 3,904,000 \times 0.8 - 540,000 = 2,583,200\text{円}$$

これより

$\{(2,583,200) - (380,000 \times 2 \text{人} + 270,000)\} \div 12 = 129,433\text{円}$
年間所得金額合計 一般控除 特別控除 「収入額」

○ 129,433円 < 収入基準額214,000円 となるため申込資格 有

計算例⑤

世帯構成：申込人(61) ⇒ 5ページの裁量世帯(i)に該当

※ 申込人は平成28年12月から新たに就職し、申込日までの6ヶ月間継続して勤務しており、その間の勤務先からの総支払額は634,000円である。

申込人の総支払額を年間所得金額に換算する。

17ページの「●申込書裏面の勤務先証明欄から計算する方法」より

$$\text{申込人の収入金額} \rightarrow 634,000 \times \frac{12}{6} = 1,268,000\text{円}$$

16ページの「●給与収入から計算する方法」より

$$\text{申込人の年間所得金額} \rightarrow 1,268,000 - 650,000 = 618,000\text{円}$$

これより

$618,000 \div 12 = 51,500\text{円}$
年間所得金額合計 「収入額」

- 公営住宅の場合， 51,500円 < 収入基準額 214,000円 となるため申込資格 有
- コミュニティ住宅の場合， 51,500円 < 収入基準額 139,000円 となるため申込資格 有

募集住宅一覧表

種別：公営 目的：一般世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	E V	熱源	駐車場	使用料	備考
1	比島町北	117	S55	中耐5	3	6, 6, 4.5, 台6	55.99	有	水洋		都市	有料	16,400～32,200	
2	三里十津北	26	S49	中耐4	1	6, 4.5, 3, 台6	46.72	有	水洋		L P	有料	11,300～22,200	※単身者可
3	曙町	29	H03	中耐4	1	6, 6, 6, 台6	60.97	有	水洋		L P	有料	19,200～37,800	
4	鏡川	7	S52	中耐5	4	6, 6, 4.5, 台6	54.04	有	水洋		都市	有料	14,900～29,200	
5	横浜	163	H02	中耐4	2	6, 6, 5, 台6.5	58.01	有	水洋		L P	有料	19,300～37,800	
6	土佐山西川	3	S63	木造2	-	6, 6, 6, 台10.5	70.23	有	水洋		L P		14,500～28,400	

種別：公営 目的：母子・父子世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	E V	熱源	駐車場	使用料	備考
7	若草町(1号棟)	314	H12	高耐7	3	6, 6, 9.5, 台8	73.2	有	水洋	○	都市	有料	25,700～50,500	

種別：公営 目的：高齢者世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	E V	熱源	駐車場	使用料	備考
8	比島町北	70	S54	中耐4	1	6, 6, 4.5, 台6	60.04	有	水洋		都市	有料	17,300～34,100	

種別：公営 目的：障害者世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	E V	熱源	駐車場	使用料	備考
9	横浜	74	S63	中耐4	1	6, 6, 5, 台6.5	58.2	有	水洋		L P	有料	18,800～36,900	

種別：公営 目的：車イス世帯向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	E V	熱源	駐車場	使用料	備考
10	北竹島町	129	H07	高耐11	1	6, 9, 台9	67.25	有	水洋	○	電気	有料	25,000～49,000	

種別：公営 目的：単身者向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	E V	熱源	駐車場	使用料	備考
11	曙町	4	H01	中耐3	1	6, 6, 台6	49.39	有	水洋		L P	有料	14,900～29,400	

種別：コミ 目的：単身者向

申込番号	団地名	号数	建設年度	構造	階層	間取り(畳)	床面積(m ²)	風呂	トイレ	E V	熱源	駐車場	使用料	備考
12	昭和町コミ	106	H11	高耐7	1	6, 台6.3	36.72	有	水洋	○	電気	有料	14,000～18,500	

<注意>

- ・ 間取り、床面積はおおよその数字で表しています。
- ・ 上記の使用料は概算のため変更になる場合があります。また、使用料は世帯の所得および住宅の規模、立地、経年等に応じて決められ、毎年度変更されます。
- ・ 入居に際して、敷金（入居時の住宅使用料3か月分）が必要です。
- ・ 各住宅には家財、家電製品、調理器具等は設置されておりませんので、入居者ご自身で準備していただきます。
- ・ テレビアンテナ（地デジ受信用アンテナを含む。）が設置されていない住宅は、入居者ご自身で準備していただきます。
- ・ 備考欄に「※単身者可」とある住宅については、条件を満たす単身者も申込むことができます。

<用語説明>

構造：高耐＝高層耐火構造 中耐＝中層耐火構造 例：高耐10＝高層耐火構造10階建て
 トイレ：水＝水洗 汲＝くみとり 洋＝洋式 和＝和式 例：水洋＝水洗・洋式
 E V：○＝エレベーター有り
 熱源：都市＝都市ガス L P＝L Pガス 電気＝電化住宅（ガス調理器は使用できません。）
 駐車場：有料＝有料駐車場

申込書記入例【表】

様式第1号

申込番号	種 別	目 的	団 地 名	号 数	受付年月日	受 付 者 印
1	公 営	一般世帯向	比島町北	117		

市 営 住 宅 入 居 申 込 書										
申 込 人	現 住 所	〒 780 - 8571 高知市本町5丁目1番45号 (電話 823 - XXXX) (携帯電話 090 - XXXX - XXXX)								
	ふりがな	高 知 太 郎								
入 居 す る 世 帯 全 員 の 状 況	続 柄	氏 名	性 別	生 年 月 日	年 齢	現在の同居・別居の別	職 業 ・ 勤 務 先	勤 務 先 電 話 番 号	収 入 の 有 ・ 無	申 込 時 は 記 入 不 要 で す。 個 人 番 号
	1 申込	高知 太郎	男	昭和34. 1. 1	58		自営業	823-XXXX	有・無	
	2 妻	高知 花子	女	昭和39. 4. 1	53	同居・別居	パート (市役所スーパー)	823-XXXX	有・無	
	3 長男	高知 一郎	男	平成12. 6. 5	17	同居・別居	高校生		有・無	
	4 母	高知 花美	女	昭和 6. 9. 8	85	同居・別居	無職		有・無	
	5		男・女	. .		同居・別居			有・無	
	6		男・女	. .		同居・別居			有・無	
住居の状況		自家, 借家, マンション, アパート, 間借り, その他 ()								
		部 屋 数	3 室	左の内訳	6 畳 1 室, 4.5 畳 2 室, 畳 室			一人当たりの畳数	3.7 畳	
借家, アパート等の方は 右欄へ記入して下さい。		家主の住所	高知市本町5丁目6番13号					家 賃	月 額 60,000 円	
		氏 名	住宅 一男					共 益 費	2,000 円	
住 宅 に 困 窮 し て い る 理 由	1	住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している。								
	2	他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている又は住宅がないため親族と同居することができない。								
	3	住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。								
	4	正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している。								
	5	勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。								
	6	収入に対して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。								
	7	その他住宅に困っている。								
該当の番号を ○で囲み、下 欄へ具体的な 理由を記入し てください。		*上の状況を具体的に記入してください。 母と長男を別々の部屋にしたい。 また、アパート前の道路は交通量が多いため、高齢の母には危険な上、騒音もひどい。								
備 考										

高知市長 岡 崎 誠 也 様

上記のとおり市営住宅への入居を申し込みます。また、次のとおり誓約及び同意します。

(1) 本申込書の記載内容及び誓約事項が実態に相違するときは、本申込みを無効とされても異議はありません。

(2) 入居者資格を確認するために、私及び同居しようとする親族の住民税情報及び固定資産税課税台帳等について、調査・閲覧することに同意します。

(3) 私及び同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを誓約するとともに、その確認のため必要があるときは、高知県警察本部において暴力団員に該当するか否かを調査することに同意します。

平成 29 年 6 月 23 日

申 込 人 氏 名 高 知 太 郎 印

裏 面 へ つ づ く

申 込 書 記 入 例 【裏】

※平成28年1月以降に就職された方は、下の欄に勤務先の証明を受けてください。
(申込時は記入不要です。)

勤務先証明欄 訂正印箇所を押しては 必ずください。	氏 名				氏 名			
	就 職 年 月 日	平成 年 月 日	勤 務 月 数	か月	就 職 年 月 日	年 月 日	勤 務 月 数	か月
	総 支 払 額				総 支 払 額			
	勤 務 先	所 在 地			勤 務 先	所 在 地		
		名 称				名 称		
		電 話 番 号				電 話 番 号		
	上記のとおり相違ないことを証明いたします。 平成 年 月 日 勤務先代表者氏名 印				上記のとおり相違ないことを証明いたします。 平成 年 月 日 勤務先代表者氏名 印			

※就職してからこれまでに支払った総支払額（税込み、各種控除前の額）を記入してください。

市營住宅所在地略図

